

令和2年第2回定例会

歌志内市議会会議録

第1日目（令和2年6月9日）

（午前 9時55分 開会）

開会・開議宣告

○議長（川野敏夫君） おはようございます。

若干、定刻の前でございますけれども、皆さんおそろいですので、ただいまから令和2年歌志内市議会第2回定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は7名であります。定足数を満たしておりますので、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（川野敏夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第84条の規定により、会議録署名議員に2番山崎瑞紀さん、7番女鹿聡さんを指名いたします。

会期の決定

○議長（川野敏夫君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この定例会を、本日から6月11日までの3日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

会期は、本日から6月11日までの3日間と決定いたしました。

諸般報告

○議長（川野敏夫君） 日程第3 諸般報告であります。

事務局長から報告をいたします。

中嶋議会事務局長。

○議会事務局長（中嶋孝君） 報告いたします。

この定例会に付議されます議案は、市長より送付を受けた議案4件、諮問1件、報告4件であります。

次に、議長の報告でございますが、令和2年第1回臨時会以降、昨日までの議会動向につき

ましては、本日、別紙配付しております諸般報告のとおりでありますので、御了承願います。

また、本会議に説明のため出席する者、本会議の事務に従事する者等につきましては、別記記載のとおりであります。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は7名の出席であります。本日、欠席されま
すのは本田議員であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（川野敏夫君） 特段の発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

報 告 第 4 号

○議長（川野敏夫君） 日程第4 報告第4号専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

おはようございます。

報告第4号専決処分の報告について御報告申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項
の規定により報告するものでございます。

専決処分の理由は、令和2年4月15日のコミュニティセンター駐車場における冬囲い倒壊
による車両物件損害について、事故の原因が本市にあることから、当該車両の修理費の全額を
市が支払うことで示談を締結したので、昭和63年6月22日議決の「市長専決処分事項の指
定」により専決処分したものであります。

次ページにまいります。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、別記のとおり専決処分する。

1、損害賠償専決処分書。

次ページにまいります。

損害賠償専決処分書。

1、損害賠償額。8万1,774円。

損害賠償の内訳。修理費8万1,774円。

2、事故発生日時及び場所。令和2年4月15日水曜日、午後4時頃。歌志内市字本町76
番地。コミュニティセンター駐車場内。

3、損害賠償の相手方。滝川市滝の川町西4丁目7-30。所有者、佐藤春夫。

4、損害車両名。トヨタ、プリウス。札幌336ふ12-05。

5、事故の発生状況及び原因。上記日時、場所において、撤去作業途中の冬囲いの一部倒壊
により、駐車してあった所有者の車両の後部バンパーを損傷させたものでございます。

なお、事故の原因は作業を行っていた職員の安全確認不足、注意を促す表示等の措置を講
じていなかったことなどによるものでございます。

6、損害賠償について。相手方が予見することの困難な事故であり、車両は停止している状

態であったことから、本市の加入する全国市長会市民総合賠償補償保険の規定により、修理費を全額支払うことで合意したので、令和2年5月21日に示談を締結しました。

次ページの示談書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで、報告第4号は報告済みといたします。

報 告 第 5 号

○議長（川野敏夫君） 日程第5 報告第5号令和元年度歌志内市繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

報告第5号の令和元年度歌志内市繰越明許費繰越計算書について御報告いたします。

報告第5号令和元年度歌志内市繰越明許費繰越計算書について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

次ページをお開き願います。

令和元年度歌志内市繰越明許費繰越計算書。

これは、令和2年第1回定例会において補正しました繰越明許費の繰越計算書についての報告であります。

1、一般会計。

10款教育費3項中学校費。事業名、通信ネットワーク環境施設整備事業。金額1,499万5,000円。

これは、国の公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金と地方債により中学校内の高速かつ大容量の通信ネットワーク及びICT環境を整備する事業であり、全額を令和2年度に繰越したものであります。

以上で、報告第5号令和元年度歌志内市繰越明許費繰越計算書についての説明を終わりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで、報告第5号は報告済みといたします。

報 告 第 6 号

○議長（川野敏夫君） 日程第6 報告第6号令和元年度歌志内市事故繰越し繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君）　－登壇－

報告第6号の令和元年度歌志内市事故繰越し繰越計算書について、地方自治法施行令第150条第3項の規定において準用する同令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

次ページをお開き願います。

令和元年度歌志内市事故繰越し繰越計算書。

1、一般会計。

10款教育費3項中学校費。事業名、義務教育学校整備事業。支出負担行為額2,574万円。

これは、昨年12月に発注しました令和3年度の義務教育学校開設に向けた中学校校舎の改修工事ではありますが、新型コロナウイルス感染症対応の影響等により、資材輸送の遅延及び在庫不足が生じ、年度内に工事を完了することができなかったことから、支出負担行為額2,574万円の全額を令和2年度に繰越したものであります。

以上で、報告第6号令和元年度歌志内市事故繰越し繰越計算書についての説明を終わりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君）　これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで、報告第6号は報告済みといたします。

報 告 第 7 号

○議長（川野敏夫君）　日程第7　報告第7号株式会社歌志内振興公社第37期事業報告及び第38期事業計画についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君）　－登壇－

報告第7号株式会社歌志内振興公社第37期事業報告及び第38期事業計画について。

株式会社歌志内振興公社第37期事業報告及び第38期事業計画について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

1ページをお開き願います。

第37期事業報告書の事業概況であります。

（1）高齢者健康センター「うたしないチロルの湯」事業についてであります。本市の主要観光施設である「うたしないチロルの湯」において、「健康」と「温泉」、「食」をテーマに、利用者から喜ばれる施設づくりと利便性向上による集客増を目指し、鋭意取り組んでまいりました。

今期は、入館者数が順調に推移いたしました。また、宿泊者数については道外大学野球部を初めとする各種合宿誘致や、道内外からのリピーターによる利用など、これまでの営業活動の成果が現れていたところですが、本年2月より新型コロナウイルス感染症による影響を受け、

宿泊のキャンセルや宴会及びレストラン利用者とも減となりました。

経営面では、施設修繕などの維持管理経費を要したものの、経費節減に努めたことにより単年度での黒字となっております。

今後も営業活動の強化による利用者の増はもとより、新規イベント実施等による収益確保に努めるとともに、引き続き経費節減を徹底し、経営の安定化に向け取り組む必要があります。

次に、利用状況ですが、入館者数は12万7,198人で、前年比7,185人、6.0%の増。1日平均では351.4人で、前年比18人、5.4%の増となっております。

宿泊者は5,811人で、前年比738人、11.3%の減。1日平均では16.1人で、前年比2.1人、11.5%の減となっております。

入館者数の増につきましては、昨年8月以降、前年度を上回る入館者があり、新型コロナウイルス感染症による影響が出始めた3月においても、前年度をわずかに上回っております。

宿泊者につきましては、道外の大学野球部の夏合宿を受け入れたものの、全体的に減少し、新型コロナウイルス感染症による影響も受け、減少しております。

なお、道内外からの旅行者につきましては、リピーターによる利用など増加傾向にあることから、さらなる個人客の利用増に向け、積極的な営業活動が必要となってくるとのことであります。

次に、(2)社員等に関する事項であります。令和2年3月31日現在の社員等の内訳は、正社員が1人、臨時社員が10人の計11人となっており、前期と比較し、正社員2人の減、臨時社員で1人の増となっております。

次の(3)事業収支に関する事項につきましては、後ほど御説明いたします。

2ページにまいりまして、(4)庶務事項につきましては、定時株主総会を1回、取締役会を4回開催し、記載の案件をそれぞれ処理しております。

次に、3ページにまいります。

第37期(令和元年度)株式会社歌志内振興公社貸借対照表でございます。

初めに、資産の部ですが、流動資産は2,097万8,291円、固定資産は2億4,484万1,788円で、資産合計は2億6,582万79円でございます。

負債の部につきましては、流動負債が1,142万1,898円で、負債合計も同額であります。

なお、流動負債の主なものとしまして、買掛金は、厨房食材、売店仕入れなど。未払い金は、燃料代、水道使用料、修繕費など。未払い費用は、電話料等となっております。

純資産の部につきましては、株主資本が2億5,439万8,181円で、純資産合計も同額でございます。

よって、負債、純資産合計は2億6,582万79円となっております。

次に、4ページにまいります。

第37期(令和元年度)株式会社歌志内振興公社損益計算書でございます。

純売上高は、売上高であります1億679万4,594円から売上値引戻り高の46万7,795円を差し引いた1億632万6,799円となります。

売上原価は、売店等の商品繰越しであります期首棚卸高57万4,923円及び食材等の仕入高1,961万7,362円の合計2,019万2,285円から期末棚卸高の48万999円を差し引いた1,971万1,286円で、これを純売上高から差し引いた結果、売上総利益金額は8,661万5,513円となっております。

ここから販売費及び一般管理費1億6,072万3,551円を差し引いた7,410万8,0

38円が営業損失となっております。

営業外収益は、受取利息214円。受取配当金2,000円に雑収入100万4,227円を加えて、計100万6,441円となり、先ほどの営業損失を差し引き、営業外費用の雑損失5,524円を加えた結果、7,310万7,121円が経常損失となっております。

経常損失に市からの補助金7,445万4,700円を加え、法人税等の32万2,000円を差し引いた102万5,579円が当期純利益となっております。

次に、5ページの販売費及び一般管理費でございますが、これにつきましては説明を省略させていただきますが、次ページに販売費及び一般管理費の決算状況として、前期と比較したものを税込み額の資料として添付しておりますので、後ほどお目通し願います。

次に、7ページの株主資本等変動計算書であります。資本金につきましては4,200万円、資本剰余金につきましては2億5,000万円で、変動はありません。

利益剰余金につきましては、当期首残高マイナス3,862万7,398円に、当期純利益の102万5,579円を加え、当期末残高はマイナス3,760万1,819円となっております。

この結果、株主資本合計並びに純資産合計は、当期首残高2億5,337万2,602円に当期変動額合計102万5,579円を加え、当期末残高は2億5,439万8,181円となっております。

8ページの監査報告書につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、第38期の事業計画につきまして御説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

第38期（令和2年度）株式会社歌志内振興公社の事業計画は次のとおりとする。

1、基本方針。

当社は、市民の憩いの場並びに交流施設として、「健康」と「温泉」、「食」をテーマとした健康増進事業を展開するとともに、隣接する道の駅附帯施設や郷土館などの観光、文化施設とも連携を図ることで、本市の主要観光施設としての役割を担い、地域経済の振興及び住民福祉の向上に努めてまいります。

経営安定化に直結する利用者増に向けては、各種合宿を初め、道内外への積極的な営業活動や各種イベントの実施、従業員の接客力向上、さらには効果的なPR等に努めてまいります。

また、利用者からの要望が多かった宿泊棟客室へのトイレ設置を年次計画で進め、利便性の向上を図るとともに、老朽化したアリーナの屋根改修を引き続き実施するなどの施設改修を行い、利用者増による収入確保に努めてまいります。

2、部門別事業計画等の概要ですが、（1）温泉（日帰り）事業。

浴室はもとより施設内の清掃に努め、常に清潔な状態を保つよう衛生管理の徹底を図ります。

また、野菜等のワゴン販売や恒例となっている絵画展など、利用者に喜ばれるイベントを実施、さらには、市外への定期的な送迎バスの運行回数を増便するなどして、より一層の利用者増に努めてまいります。

また、温泉モニター制度を継続し、利用者の視点に立った施設の維持管理に努めてまいります。

（2）宿泊事業。

各種合宿の受入れを初め、道内外からの団体客を対象とした営業強化や、親子向けイベントの実施などにより、新たな集客に向け取り組んでまいります。

また、宿泊棟客室へのトイレ設置を年次計画で進め、利便性の向上を図るほか、地場産品や道産食材を取り入れた宿泊者用の料理の提供に努めながら、ビジネス客の確保など、利用者増に努めてまいります。

(3) レストラン・宴会事業。

常にお客様の声を聞きながら、地場産品や道産食材を取り入れた丁寧な料理づくりに努めるとともに、季節に応じた新たなメニュー開発など、お客様に喜ばれる「食」を提供してまいります。

また、新型コロナウイルス感染症の予防対策として、客席の配置を工夫するとともに、テイクアウトメニューを積極的にPRしてまいります。

(4) 多目的アリーナ事業。

安定して利用されている冬期以外の施設利用を図るため、道内高等学校のスポーツや文化系クラブ等の新規合宿誘致に取り組むほか、屋根改修を行なうなどしながら、必要な備品等についても整備を行ってまいります。

なお、暖房用燃料費や光熱水費については、引き続き節減に努めてまいります。

3、収支計画につきましては、次ページにありますように、事業収益は、営業収益1億3,011万7,000円、営業外収益5,956万1,000円の合計1億8,967万8,000円で、事業費用の営業費用は1億8,967万8,000円を予定予算としたところで、3ページに予算実施計画並びに説明書として収入及び支出の内訳を科目ごとに税込で記載しておりますので、お目通し願います。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 38期の事業計画書の中から、何点か聞きたいと思います。

部門別の事業計画の概要ということで載っております。（1）の中に、送迎バスの運行回数の増便ということで、書いておりますけれども、このコロナの状況でいろいろな形で除染作業だとかというのも多分まめにしていけないとだめだと思うのですけれども、それにかかなり手間がかかる中で、増便がきちんと担保されるのかどうなのか、聞いておきたいと思います。

あと、（2）の客室のトイレの設置なのですけれども、これも行なわれているかどうか聞かないと駄目なのですけれども、資材の関係で遅れたりだとか、そういったあと資材の高騰だったりだとか考えられると思うのですけれども、そういったことが出てくると、サービス向上していきますよということがなかなか難しい状況になるのかなと思うのですけれども、その辺は市のほうで、どのように把握しているのか聞いておきたいと思います。

あと、最後になりますけれども、（3）のテイクアウトメニューの積極的なPRということで書いてあります。多分、いろいろな形でPRしているのかなとは思っているのですけれども、これは宅配を行なっているのかどうなのか聞いておきたいと思います。やはり、高齢者が多くて、その場に取りに来てというのは、なかなか難しい状況にもあるのかなと思うので、できれば宅配、やっているのでしたらあれなのですけれども、もし、やっていないのであれば、この宅配もやっていますというPRも兼ねてやって、利用者を増やすということも考える必要があるのかなと思うのですけれども、その辺聞いておきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 虻川産業課長。

○産業課長（虻川善智君） まず1点目の送迎バスの件でございますが、これまでも連休中も

含めて送迎を行なっておりますが、必ず乗車される方にはマスクの着用を義務づけております。ただ、御質問にあったように全て除染という部分につきましては、チロルの湯におきまして、気をつけながら取り組むということで伺っております。

次、2点目のトイレにつきましては、昨年から始めているわけですが、今年度におきましても既に行なわれておりますが、資材関係につきましては、問題なく入ってきているというふうにご伺っております。

また、テイクアウトメニューのPRにつきましては、現在6月8日、昨日からテイクアウトメニューということで実施させていただいているようです。ただ、宅配という部分につきましては、なかなかスタッフ等の確保の問題等もございますので、現段階においては宅配をやるという部分では伺っておりません。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） バスの利用で、マスクの着用ということで。乗る際、降りる際、消毒液で手を洗ってもらうとか、そういったサービスというの必要なのかなと思うのですけれども、今後、そういうふうなこともしていただけたらありがたいと思うのですけれども、その辺聞いておきたいと思います。

あと、トイレの工事の関係では問題なくということに進んでいるということなのだと思います。今後、資材を発注するにしても、遅れが出たりとかということは今後はないということで、聞いておいてよろしいのか聞いておきたいと思います。

あと、テイクアウトの部分ですけれども、スタッフの負担が結構多くはなるということなのだと思います。いろいろな形で、いろいろ連携できる場所があれば、そういったところも使いながらという形でやっていただければありがたいと思うのですけれども、もう1回その辺聞いておきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 虻川産業課長。

○産業課長（虻川善智君） 送迎バスにつきましては、マスク着用ということで行なっております。連休中も、5月のゴールデンウィーク中は入り口においても消毒またはマスクの着用ということで義務づけておりますが、中にはマスクをされないで来られた方もいたということをお聞きしております。その際には、チロルの湯のほうでマスクを配布し、していただいたということでございます。多分、お聞きするところによると150枚ほど乗客の方にはお配りしたというふうにご伺しております。

今後におきましても、もし、マスクのない乗車の方がいましたら、マスクを配布するなど徹底するというご伺っております。

それと、トイレにつきましては、問題なく予定どおり設置されるということで伺っております。

また、テイクアウトメニュー、今、御提案等ございましたが、今後においてもチロルのほうとお話し、そのようなことができないのかというのは、今後においてもいろいろな形で御提案できればというふうにご伺しております。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

山川裕正さん。

○3番（山川裕正君） 6ページの第37期決算説明書、収益的収入及び支出の中で、これも支出ですが、運営事業費の上から8行目に水道光熱費がございます。前年より水道光熱費が増えておりますが、この水道光熱費について平成30年度に水道料節減のため、サウナ用水風呂

に使用している水道水を温泉原水をオゾン処理した水に切替えるオゾン設備を平成30年度に導入しております。このときの、オゾン設備の導入については水道代が年間300万円程度削減できるという見込みでこのオゾン設備を導入したと聞いておりますが、今期の決算では前年よりも367万円、水道光熱費が増えているものですから、この増えた要因について質問いたします。

○議長（川野敏夫君） 虻川産業課長。

○産業課長（虻川善智君） まず、御指摘のあった30年度につけたオゾン水の効果という部分でございますが、私どものほうからもどのような効果があるのかということで確認しながら行なっておりますが、なかなかその効果というのは現在のところは現れていないというふうにお聞きしております。

また、水道料につきましては、昨年消費税等で値上がり等もしております。また、利用者も日帰り入浴者の方々が、先ほど御説明したとおり少し増えているということでございますので、当然、利用者が増えてきますと、水道料等もかかってくるものというふうに認識しておりますので、その辺につきましては、増えた要因ということであれば、使用量が当然上がっているという部分があるのかなというふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） 山川裕正さん。

○3番（山川裕正君） たしか水道料の値上げは今年の4月からで、ということでこの増えた要因には起因していないと思いますが、いかがでしょう。

○議長（川野敏夫君） 虻川産業課長。

○産業課長（虻川善智君） すみません、上下水道の下水道のほうは消費税が値上がりしています。

○議長（川野敏夫君） 山川裕正さん。

○3番（山川裕正君） それでは、まだオゾンの導入による効果はあまり出ていないということで。でも、この367万円というのは、やはり当然オゾンを回すことによって電気料もかかるから、逆にオゾンに使う電気料も増えたということなのですか。その辺、伺いたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 虻川産業課長。

○産業課長（虻川善智君） 電気料につきましては、前年から比べて130万円ほど増えています。また、水道料金につきましては150万円程度、下水道についても九十七、八万円ということで増えているようでございます。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 5ページの販売費及び一般管理費の中から、何点かお尋ねしたいのですが。

まず最初に、5ページの管理費の中の減価償却費、金額が2,741万342円となっております、税抜き額だと思いますが。以前、私この減価償却の関係で都度、質疑また質問なりいたしております。

その中で、今回、一気に2,700万円何がしの金額の計上がされていて、びっくりしたのです。以前は、赤字のために計上しなくてもいいという税法上の問題もあり、計上していなかった時期があったと思うのです。それで、今回の2,741万342円、この内容、もちろん建物も土地もあると思うのですが、内容についてまずお聞きしたい。

それから、次に管理諸費の内容、これも内容についてお聞きしたいのですが。私は、聞くと

ころによりますと、税理士と労務士の報酬というふうに伺っております。それで、2名分の報酬ということになりますと、では、労務士の報酬の仕事の内容、どういう内容の職務をつかさどっているのか、このように思うわけです。税理士のほかに労務士を採用して、どのような、今お話ししたように内容で、人事管理とかそういうことも含めての話の内容を詰めているのかなど、そのようなことを思うわけですが、この内容について、もう少し親切にお聞きしたいと思っております。これが2点目です。

それから、3点目、1ページ、第38期の事業計画の中の部門別事業計画の概要というのがあります。この中に、また温泉モニター制度を継続し、という文言がございます。それで、温泉モニターの制度を継続するという事になってはいますが、温泉モニターの継続について、所管からいろいろな、例えば施策、政策なり投げかけてやっているのか、それとも、モニターに全部任せてやっているのか。やはり、それによっては営業的なものの違いが、差というのか、そういうものが出てくる可能性があると思うのです。そういうことで、どのような内容のことをモニター制度を使って営業に生かしているのか。この点についてお聞きしておきたいと思っております。

○議長（川野敏夫君） 虻川産業課長。

○産業課長（虻川善智君） まず、減価償却費の部分ですが、昨年まではお聞きすると、圧縮記帳という方法を使って補助金等について、頂いた分については、圧縮記帳の上で計算処理していたというふうに税理士のほうから伺っております。

今年度した減価償却の資産の内訳ということでございますが、2,741万342円の内訳でございますが、まず、建物におきましては2,334万119円ということになります。そして、その他、今回トイレ設置等工事を行なっておりますので、その建物、付帯設備の工事としては、今回の減価償却では6万1,983円。そして、機械装置、これは先ほど御説明がございましたが、オゾン装置関係等もございますので、66万6,050円。そのほか車両関係でございますが、267万5,444円を計上しております。

また、機械備品等では女子サウナ室のアルミ建具とかPOSシステム等でございますが、これは41万6,666円を計上しているようでございます。

そして、そのほか少額の部分では25万円計上し、2,741万342円というふうになっております。

また、労務諸費につきましては、今、議員のほうからお話ししましたが、労務士の部分につきましては委託して、その内容ということでございますが、職員等、パート職員11名の中でございますが、その中での、要は残業とかそういう労務関係について法律にのっとりつつ、適切に行なわれているかどうかという分も含めて、実際的に見ていただきながら適切に行なうために労務士の方をお願いしているというふうに伺っております。

それと、温泉モニターにつきましては、来られたお客様というかモニターの方に、チロルの湯のサービス状況、または今後に向けての取組状況等をアンケート方式でお聞きしながら、意見として伺いながら今後の営業に役立てているというふうにお聞きしております。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 減価償却関係については、理解できました。

2番目の質疑の中で、管理諸費の中で、労務士の関係ですけれども、法律にのっとりつつ云々という、今、答弁ありました。労務士はそういう必要性は現在、当市のこのチロルの温泉の中で必要性があるのかと、私は単純に、今、答弁を聞いて、どうも不審を抱くわけです、正直言

いますと。

ということは、本庁のほうでやはり総務課で、総務省の指導により一昨年前でしたか、それから人事管理の中で評価制度を導入して、そして臨時の職員にという、今、答弁もありました。どうも整合的に考えても、何か理解できないなど、何となく。これは、今までこういうことをやっていなかったものがやって、急に労務士がついて、報酬を支払ってやっている。これは意味があるのかどうかと、本当に真剣に考えた場合、必要があるからやっているのだろうという答弁になるのかもしれませんが。どうもやっていることが、何かちぐはぐなことをやっているのではないのかというふうに感じています。これについてももう少しきちんと説得力のある答弁を頂きたいと思います。

それから、3番目のモニター制度の関係も答弁を聞きますと、アンケート的なことだというような意味合いがすごく強いのです、聞き取っていると。モニターという意味と全く違うと思うのです、根本的に。モニター制度という活字に、このように議会に報告をしているわけですから、もう少し制度であれば制度的なものをやはりしっかりやるべきではないかと、このように感じますけれども、所管としてももう少しものの考え方を深く掘り下げて、やはり取り組む必要があるのではないかと私はこう考えるのですが、いかがですか。

○議長（川野敏夫君） 虻川産業課長。

○産業課長（虻川善智君） 労務士につきましては、限られた職員数でございますが、勤務形態または残業等の関係もございまして、その辺については労務士からのアドバイスを頂きながら、適切に実施していくというふうに伺っております。

また、モニター制度につきましては、今、私のほうからアンケートというふうに、例えばというふうにお答えいたしました。それだけではなくて、モニターの方からの意見を反映させるためにチロルの湯のほうでは、今後の売上げ向上、またはサービス向上のために生かしながら取り組んでいるというふうに伺っております。

また、今、議員のほうからそのような御意見を頂いておりますので、それについては、チロルの湯のほうに、今後においても適切にモニター制度の中で取り組むということでお伝えしていきたいというふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 労務士の関係で、アドバイスというような答弁がありました。そのアドバイスや何かを受けて、その指導はどなたが生かしていくのですか。このことについて聞いておきたいと思います。

それから、モニターと私、2番目の質疑で今、お話ししましたけれども、ただ、モニター制度ということについて、私は質疑したはずですが、これ、答えになっていないです、はっきり言って。もう少し制度ということ考えた中の私は質疑をしているわけですから。それなりのやはり答弁をしっかりと頂いておきたいと思います。もう一度答弁をきちんとしてください。

○議長（川野敏夫君） 虻川産業課長。

○産業課長（虻川善智君） 労務士につきましては、繰返しになりますが、いろいろな面で労務に関することはアドバイスを頂き、チロルの湯のほうで、それに対して違法にならないように生かしていくということで労務士の意見を頂いているということでございます。

また、モニター制度につきましては、制度でございますので、今後はこれを最大限に生かしながら取り組んでいくということで、チロルのほうともお伝えしながら取り組むようにお話ししていきたいというふうに考えております。（「指導は誰がやっているという答弁は出ていないでしょう、言っている答弁は。」と発言する者あり）

○議長（川野敏夫君） 虻川産業課長。

○産業課長（虻川善智君） 指導の部分につきましては、支配人が主に受けておりますので、その辺については適切に行なっているというふうにお聞きしております。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。（「モニター制度の3番目の答弁がないのだけれども。3番目の質疑の答弁が。」と発言する者あり）

○議長（川野敏夫君） 暫時休憩いたします。

午前10時44分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（川野敏夫君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

虻川産業課長。

○産業課長（虻川善智君） 答弁をさせていただきます。

それぞれの温泉部門またはレストラン部門、または宿泊部門において、お客様に投げかけながら御意見を頂くというところで行なっているようでございますので、また、制度として何か要綱を定めてやっているという分ではなく、お客様の御意見として何う部分として、それぞれの部門の中で御意見を頂きながら今後の営業、それらについて生かしていくというところで行なっているというところで伺っております。

○議長（川野敏夫君） 岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） これは制度という名前をつけたこと自体が問題かなと思っております。結局、広報モニター制度と同じように実施要綱を設けて、実際は行なうべきだという制度なので、特に、空知管内のこの温泉モニターを集めて何かを行なうという意味合いであれば、表現的に制度を使うべきだと思いますけれども、この記載の仕方について今後気をつけていきたいと思っておりますので、ひとつ御理解をお願いいたします。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで、報告第7号は報告済みといたします。

諮 問 第 1 号

○議長（川野敏夫君） 日程第8 諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村上市長。

○市長（村上隆興君） ー登壇ー

諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御提案申し上げます。

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

記。

住所、歌志内市字文珠188番地37。

氏名、澤田季孝。

生年月日、昭和24年2月13日。

提案理由は、人権擁護委員、澤田季孝氏が令和2年9月30日をもって任期満了となるので、引き続き委員として推薦しようとするものでございます。

任期は3年間でございます。

次のページをお開き願います。

澤田季孝氏の略歴でございますが、再任でございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございますので、御承認賜りますよう、よろしくお申し上げます。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、諮問第1号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号は、これに同意することに決しました。

議案第23号

○議長（川野敏夫君） 日程第9 議案第23号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村上市長。

○市長（村上隆興君） ー登壇ー

議案第23号固定資産評価審査委員会委員の選任について御提案申し上げます。

下記の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記。

住所、歌志内市字文珠158番地45。

氏名、小川正芳。

生年月日、昭和24年10月19日。

提案理由は、固定資産評価審査委員会委員、小川正芳氏が令和2年6月24日をもって任期満了となるため、再任しようとするものでございます。

任期は3年間でございます。

次のページをお開き願います。

小川正芳氏の略歴でございますが、再任でございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございますので、御同意賜りますよう、よろしくお申し上げます。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第23号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は、これに同意することに決しました。

議 案 第 2 4 号

○議長（川野敏夫君） 日程第10 議案第24号歌志内市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第24号歌志内市税条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）が公布されたことに伴い、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

歌志内市税条例の一部を改正する条例。

歌志内市税条例の一部改正。

第1条、歌志内市税条例（昭和29年条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料により御説明いたしますので、定例会資料1ページを御覧願います。

附則第10条は、読替規定でございます。

地方税法における中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置の追加に伴い、規定を整備するものでございます。

附則第10条の2は、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める場合の規定でございます。感染症の影響を受けながらも、新規に設備投資を行なう中小事業者等を支援する観点から、一定の事業用家屋及び構築物に係る固定資産税の課税標準の特例措置を追加するものでございます。

附則第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の非課税の規定でございますが、臨時的軽減に係る適用期限を6か月延長する規定を整備するものでございます。

附則第24条は、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続の規定でございます。令和2年2月以降の収入に相当の減少があり、納税することが困難である事業者等

に対し、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収を猶予できる特例措置を追加するものでございます。

資料の2ページにまいります。

次に、歌志内市税条例の一部改正（第2条関係）でございます。

附則第10条及び附則第10条の2は、先ほど第1条における改正規定で説明いたしました読替えなどの規定でございますが、いずれも地方税法の改正に伴い、引用条文を整理するものでございます。

附則第25条は、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例の規定でございます。感染症拡大防止のため、中止等となった文化芸術、スポーツに関する行事のうち、指定を受けた行事に係る入場料金等の払戻しを放棄した場合に、放棄した金額を寄附金控除の対象とすることができる特例措置を追加するものでございます。

附則第26条は、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例の規定でございます。感染症の影響で、住宅建設の遅延等により、令和2年12月31日までに居住することができない場合についても、一定の要件を満たすときは期限内に居住したものと同様の控除を受けることができる特例措置を追加するものでございます。

以上で、資料による説明を終わりました、本文の附則に戻ります。

附則。この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第24号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

議 案 第 2 5 号

○議長（川野敏夫君） 日程第11 議案第25号歌志内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第25号歌志内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した納税義務者に係る国民健康保険税の減免の特例措置を規定するため、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

歌志内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

歌志内市国民健康保険税条例（昭和52年条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料により御説明いたしますので、定例会資料3ページを御覧願います。

附則第15項は、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免の特例の規定でございます。感染症の影響により、収入が著しく減少した納税義務者に係る国民健康保険税について、市長が必要と認めるときは令和2年2月1日以後の納期限から減免が行える特例措置を追加するものでございます。

以上で、資料による説明を終わります。本文の附則に戻ります。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第25号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩をいたします。

午前11時02分 休憩

午前11時11分 再開

○議長（川野敏夫君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

議 案 第 2 6 号

○議長（川野敏夫君） 日程第12 議案第26号令和2年度歌志内市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第26号の補正予算につきまして、御提案申し上げます。

なお、事項別明細書については、企画財政課長から御説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

議案第26号令和2年度歌志内市一般会計補正予算（第2号）。

令和2年度歌志内市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,468万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億7,489万7,000円とする。

2項は省略いたします。

以上で、議案第26号の補正予算につきまして御提案申し上げます。

事項別明細書につきましては、企画財政課長から御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） それでは、一般会計補正予算事項別明細書の歳出につきまして御説明いたしますので、5ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費14節工事請負費66万円の増額補正は、市役所の来庁者用駐車場に河川への転落防止のため固定式の柵を新設するもので、5目車両管理費17節備品購入費68万2,000円の増額補正は、新型コロナウイルス感染症対策としてこども園通園バス及び中型バスに除染用オゾン発生装置を設置するものであります。

3款民生費3項1目とも生活保護費12節委託料66万円の増額補正は、生活保護法の改正により、一定の要件を満たす日常生活支援居住施設において生活ができる仕組みが創設されたことに伴うシステム改修委託料で、歳入の国庫支出金において一部財源措置をしております。

5項児童福祉費1目児童福祉総務費12節委託料27万5,000円の増額補正は、児童手当におけるマイナンバー情報連携体制の整備に係るシステム改修委託料で、歳入の国庫支出金において一部財源措置をしております。

9款1項とも消防費1目常備消防費17節備品購入費62万7,000円の増額補正は、新型コロナウイルス感染症対策として、救急車両2台に除染用オゾン発生装置を設置するものであります。

10款教育費2項小学校費1目学校管理費1節報酬176万4,000円と8節旅費9万1,000円の増額補正は、小学校補助教員の追加配置に伴う教員報酬及び費用弁償であります。

11節役務費13万8,000円の増額補正は、新型コロナウイルス感染症対策としての臨時休校に伴う家庭学習教材等の郵送料の増及びこの後、備品購入費で説明する校務用パソコンで職員の出勤を管理するための校務システム8か月分の利用手数料であります。

12節委託料198万円の増額補正は、GIGAスクール構想による1人1台端末の整備に伴う6か月分の学習用端末保守委託料で、7ページにましまして、14節工事請負費89万1,000円の増額補正は、旧西小学校の北側窓塞ぎ板の雪害及び経年劣化による貼替え工事費であります。

17節備品購入費72万7,000円の増額補正は、今年度更新予定の校務用パソコンに教職員の出勤管理システムを追加導入するための費用及び新型コロナウイルス感染症対策として、スクールバスに除染用オゾン発生装置を設置するものであります。

2目教育振興費12節委託料66万円の増額補正は、GIGAスクール構想を推進するため、ICT技術員を月2回小学校に配置するための委託料で、一部財源措置があります。

17節備品購入費633万3,000円の増額補正は、GIGAスクール構想による1人1

台の学習用端末の整備事業に係る72台分のパソコンの整備費用とWebカメラ1台、1年間の通信料込みのモバイルルーター10台分の購入費用で、一部財源措置があります。

3項中学校費1目中学校管理費10節需用費102万4,000円の増額補正は、義務教育学校整備事業に係る事務用品等の消耗品費で、11節役務費17万1,000円の増額補正は、小学校費と同様家庭学習教材等郵送料の増及び校務用パソコンのシステム利用手数料であります。

12節委託料272万3,000円の増額補正は、小学校費と同様1人1台端末の整備に伴う6か月分の学習用端末保守委託料及び義務教育学校開校に向けた看板製作委託料並びに中学校改修工事に伴う職員室の一時移転に係るネットワーク等環境設定委託料であります。

17節備品購入費38万6,000円の増額補正は、小学校費と同様校務用パソコンに教職員の出退勤管理システムを追加導入するための費用であります。

9ページにまいりまして、2目教育振興費17節備品購入費514万5,000円の増額補正は、小学校費と同様1人1台の学習用端末の整備事業に係る57台分のパソコンの整備費用とWebカメラ1台、モバイルルーター10台分の購入費用で、一部財源措置があります。

4項社会教育費3目図書館費10節需用費6万9,000円の増額補正は、新型コロナウイルス感染症対策として、図書の宅配サービス用の専用バッグ100組を購入するもので、17節備品購入費119万1,000円の増額補正は、図書消毒器1台分の購入費用であります。

15款1項1目とも予備費151万1,000円の減額補正は、歳入歳出予算の調整によるものであります。

続きまして、事項別明細書の歳入につきまして御説明いたしますので、3ページをお開き願います。

14款国庫支出金2項国庫補助金2目民生費補助金2節生活困窮者就労準備支援事業費等補助金33万円の増額補正は、歳出の民生費で予算措置いたしました生活保護適正実施推進事業に係る補助金であります。

6節子ども・子育て支援事業費補助金18万3,000円の増額補正では、歳出の民生費で予算措置いたしました児童手当一般経費に係る補助金であります。

5項教育費補助金6節公立学校情報機器整備417万3,000円の増額補正は、歳出の教育費の小学校費と中学校費で予算措置いたしました学校情報機器整備事業に係る補助金であります。

19款1項1目とも繰越金。1節前年度繰越金2,000万円の増額補正は、前年度繰越金の一部を予算計上するものであります。

以上で、議案第26号の補正予算事項別明細書につきましての説明を終わりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第26号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

散 会 宣 告

○議長（川野敏夫君） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

（午前11時22分 散会）

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、
ここに署名する。

歌志内市議会議長 川 野 敏 夫

署名議員 山 崎 瑞 紀

署名議員 女 鹿 聡